

「船橋市開発審査会提案基準」の新旧対照表

新	旧
<p>船橋市開発審査会提案基準</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 16 日制定 平成 16 年 9 月 29 日一部改正 平成 19 年 11 月 30 日一部改正 平成 20 年 4 月 1 日一部改正 平成 22 年 8 月 6 日一部改正 平成 23 年 3 月 11 日一部改正 平成 24 年 4 月 1 日一部改正 平成 27 年 4 月 1 日一部改正 平成 28 年 4 月 1 日一部改正 平成 31 年 4 月 1 日一部改正 令和 2 年 4 月 1 日一部改正 令和 4 年 4 月 1 日一部改正 令和 4 年 6 月 1 日一部改正</p> <p>都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 14 号及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定に基づき、船橋市開発審査会に諮問できる開発行為等の要件について定めるものである。</p> <p>都市計画法第 34 条第 14 号及び令第 36 条第 1 項第 3 号ホに関する基準</p> <p>本号の規定は、市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為等について定めたもので、通常開発審査会に諮問することができるものとしては、旧建設省局長通達に列挙されたもの等次に掲げるものがあり、これらの運用に当たっては、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>◇各提案基準に共通する事項</p> <p>(1) 市街化調整区域における建築物の高さは、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に規定する高さをいい、当該建築物の高さは 10 メートル以下とし、各提案基準に別途定めがある場合は、その定める基準によること。また、建築物に係るその他形態規制は建築基準法等の定めによること。</p> <p>(2) 関係法令等に適合し、許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられること。</p> <p>(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する変更が生じた場合は、再度諮問すること。</p> <p>ただし、軽微な変更であると認められるものについては処分庁にて判断し、開発審査会開催時に報告するものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア. 都市計画法第 35 条の 2 に基づく変更 イ. 各提案基準の審査項目に該当する箇所の変更 ウ. 開発審査会において意見が付された箇所の変更</p> <p>(平成 24 年 4 月 1 日・一部改正) (平成 27 年 4 月 1 日・一部改正) (令和 2 年 4 月 1 日一部改正)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この共通事項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>船橋市開発審査会提案基準</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 16 日制定 平成 16 年 9 月 29 日一部改正 平成 19 年 11 月 30 日一部改正 平成 20 年 4 月 1 日一部改正 平成 22 年 8 月 6 日一部改正 平成 23 年 3 月 11 日一部改正 平成 24 年 4 月 1 日一部改正 平成 27 年 4 月 1 日一部改正 平成 28 年 4 月 1 日一部改正 平成 31 年 4 月 1 日一部改正 令和 2 年 4 月 1 日一部改正</p> <p>都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 14 号及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定に基づき、船橋市開発審査会に諮問できる開発行為等の要件について定めるものである。</p> <p>都市計画法第 34 条第 14 号及び令第 36 条第 1 項第 3 号ホに関する基準</p> <p>本号の規定は、市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為等について定めたもので、通常開発審査会に諮問することができるものとしては、旧建設省局長通達に列挙されたもの等次に掲げるものがあり、これらの運用に当たっては、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>◇各提案基準に共通する事項</p> <p>(1) 市街化調整区域における建築物の高さは、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に規定する高さをいい、当該建築物の高さは 10 メートル以下とし、各提案基準に別途定めがある場合は、その定める基準によること。また、建築物に係るその他形態規制は建築基準法等の定めによること。</p> <p>(2) 関係法令等に適合し、許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられること。</p> <p>(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する変更が生じた場合は、再度諮問すること。</p> <p>ただし、軽微な変更であると認められるものについては処分庁にて判断し、開発審査会開催時に報告するものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア. 都市計画法第 35 条の 2 に基づく変更 イ. 各提案基準の審査項目に該当する箇所の変更 ウ. 開発審査会において意見が付された箇所の変更</p> <p>(平成 24 年 4 月 1 日・一部改正) (平成 27 年 4 月 1 日・一部改正) (令和 2 年 4 月 1 日一部改正)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>2 この共通事項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この共通事項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この共通事項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。